

5月13日(水)～

酒田市地域福祉センター開館します

日頃より、酒田市社会福祉協議会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、全国を対象とした緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。一方で、特定警戒都道府県以外の地域では、「3つの密」を避けることなどを前提に、制限の一部を緩和する方針を打ち出されています。こうした状況を踏まえ、当協議会としては、酒田市地域福祉センターの臨時休館措置を一部解除することとなりましたので、次のとおりお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」の実践を条件とした開館となりますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

休館を解除する日程

5月13日(水)使用分から ※上記日程以後の予約も受け付けます。

休館を解除する会議室

2階大会議室(3密を避けるため利用人数は20名程度でお願いします)

※大会議室以外の利用を希望する場合は、事務局までご相談ください。

使用にあたっての条件等

使用の際は、次の条件等にご留意いただき、必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。下記の項目について十分な対策が取れない場合は、使用をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

「3つの密」の回避

- 換気が十分できる、参加人数に比べ余裕がある部屋を使用してください。
- 人と人との間隔を、十分空けてください。(2m目安)
- 真正面での会話を避けてください。
- 懇親会(酒宴、食事会)など飲食を伴う使用は、当面の間できません。

来訪者・参加者

- 特定警戒都道府県からの来訪・参加は見合わせてください。

体調・健康の確認

- 発熱、倦怠感や風邪の症状などあり、体調が優れない方の参加は見合わせてください。(来訪前に、ご自宅で検温もお願いします。)

感染防止対策

- 来訪される際は、特に症状がない方もマスクの着用をお願いします。
- 来訪される前後で手洗い、手指消毒を励行してください。

上記条件を確認するため、使用時にチェックリストを提出してください。

今後、国・県等の方針や感染症の発生状況によって、取り扱いを変更・見直する場合があります。